

パブリックコメント（意見募集）

恵那市市立公園条例の一部改正（案）への意見

募集期間：令和8年6月1日（月）～令和8年6月30日（火）

恵那市教育委員会スポーツ課

改正内容

まきがね公園体育館空調設備設置工事完了に伴い、空調設備（冷暖房）の供用を開始するため、使用料金を定める。

利用者への影響

空調設備（冷暖房）が使用可能となる。

恵那市市立公園条例の一部改正について（平成16年恵那市条例第189号）

新					旧				
本則、附則（略）					本則、附則（略）				
別表第1～別表第4（略）					別表第1～別表第4（略）				
別表第5（第10条関係）					別表第5（第10条関係）				
第7条第1項の規定により有料公園施設を使用する場合（まきがね公園運動施設）					第7条第1項の規定により有料公園施設を使用する場合（まきがね公園運動施設）				
施設の 種類	施設の区分	単位	使用料	留意事項	施設の 種類	施設の区分	単位	使用料	留意事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
弓道場	(略)	(略)	(略)	1 専用使用は、 15人以上の団 体を使用する 場合に行うこ とができる。 2 初心者は、弓 道に熟達した 者で市長が適 当と認めた者 と同伴でなけ れば入場する ことができな い。 3 照明施設等 を使用する場 合は、電気料と して1時間に	弓道場	(略)	(略)	(略)	1 専用使用は、 15人以上の団 体を使用する 場合に行うこ とができる。 2 初心者は、弓 道に熟達した 者で市長が適 当と認めた者 と同伴でなけ れば入場する ことができな い。 3 照明施設等 を使用する場 合は、電気料と して1時間に
	回数券	110円券 22枚綴り	2,200円			回数券	110円券 22枚綴り	2,200円	

新							旧								
						つき、220円を加算する。ただし、分割使用をする場合は、2分の1の額を限度とする。							つき、220円を加算する。ただし、分割使用をする場合は、2分の1の額を限度とする。		
体育館	競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツに使用	一般	1時間	1,200円	1 競技場の面積を2分の1又は3分の1に分割し、それぞれを1単位として使用させることができる。この場合の使用料は、2分の1又は3分の1に相当する額とする。 2 照明施設等を使用する場合は、電気料として1時間につき、1,380円を加算する。ただし、分割使用をする場合は、2分の1の額を限度とする。 <u>3 冷暖房を使</u>	体育館	競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツに使用	一般	1時間	1,200円	1 競技場の面積を2分の1又は3分の1に分割し、それぞれを1単位として使用させることができる。この場合の使用料は、2分の1又は3分の1に相当する額とする。 2 照明施設等を使用する場合は、電気料として1時間につき、1,380円を加算する。ただし、分割使用をする場合は、2分の1の額を限度とする。
				高校生以下	1時間	600円						高校生以下	1時間	600円	
			スポーツ以外に使用	1時間	4,714円	スポーツ以外に使用		1時間	4,714円						
		アマチュアスポーツに使用	1時間	4,714円	アマチュアスポーツに使用	1時間		4,714円							
		アマチュアスポーツ以外に使用	1時間	15,714円	アマチュアスポーツ以外に使用	1時間		15,714円							

新							旧									
						用する場合は、 1時間につき 6,300円を加算 する。										
		健康体力セ ンター	一般	1人1 回	220円	回数券は、12回 分を一般2,200 円、高校生1,100 円とする。			健康体力セ ンター	一般	1人1 回	220円	回数券は、12回 分を一般2,200 円、高校生1,100 円とする。			
			(略)	(略)	(略)					高校生	1人1 回	110円				
		(略)		(略)	(略)	(略)			(略)		(略)	(略)	(略)			
備考							備考									
1 市外在住者が主として使用する場合は、使用料の1.5倍に相当する額とする。 <u>ただし、競技場において冷暖房を使用する場合を除く。</u>							1 市外在住者が主として使用する場合は、使用料の1.5倍に相当する額とする。_____									
2～4 (略)							2～4 (略)									